

用語の整理：レベル4相当の自動運行装置を使用して自動車を用いる行為について

現行の道路交通法（レベル3に対応）は、

- 道路運送車両法に規定される自動運行装置を「自動運行装置」として定義
- 自動運行装置を使用して自動車を用いる行為は「運転」に含まれる旨規定



レベル4相当の自動運行装置を使用して自動車を用いる行為も道路交通法上の「運転」に含まれ得るが、現時点では、便宜上「**自動運転**」と表記することとする。

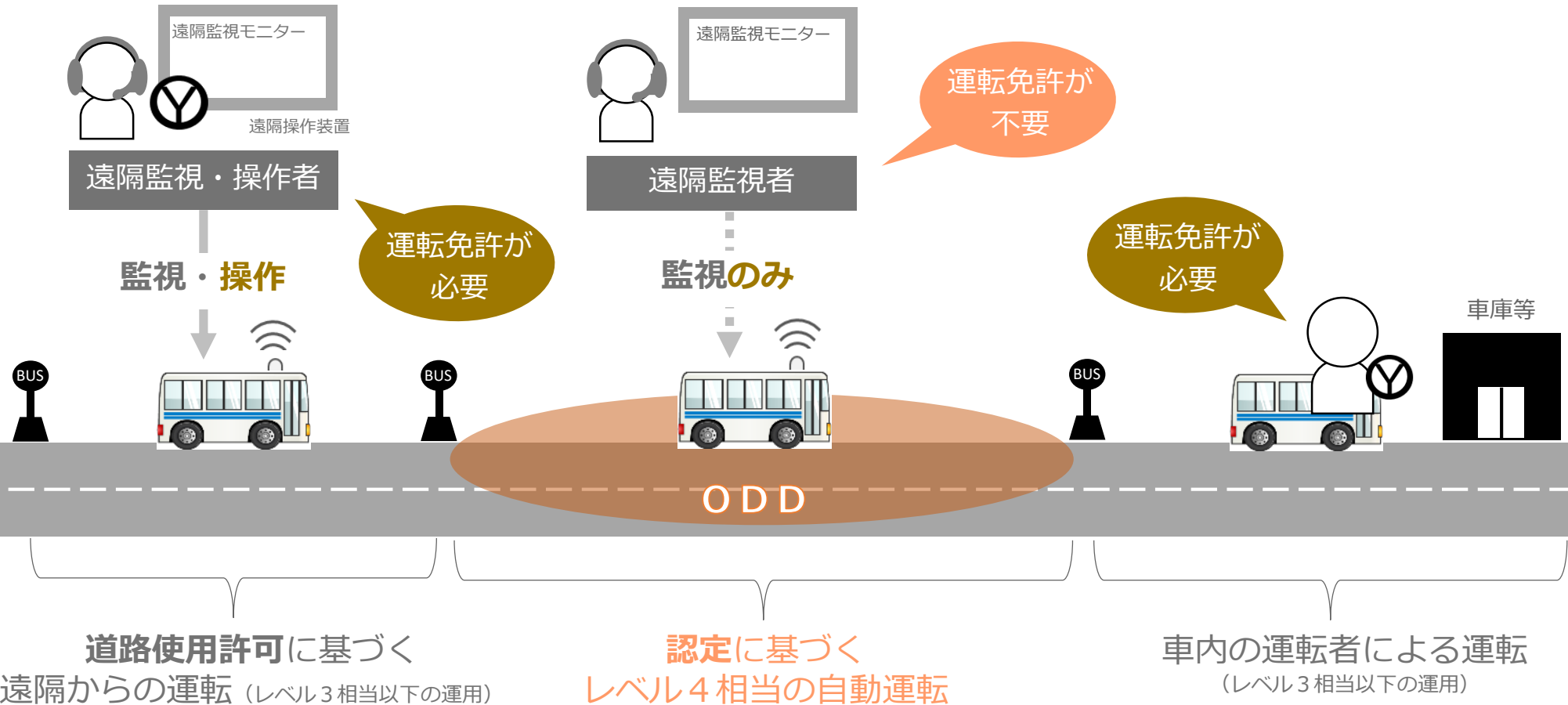
第1回調査検討委員会の資料4の補足

現行の枠組みと新たな認定制度について

運用方法		「運転者※」なし ※ 必要な運転免許を受けた者で、道路交通法上の「運転者」としての責任を負う者をいう。以下同じ。	「運転者」あり			
			車内無人		車内有人	
自動運転システムの性能			遠隔	遠隔かつ特別装置	特別装置	通常のハンドル・ブレーキ
現行	レベル2 以下	「運転者」の存在が前提	遠隔型自動運転システム 又は特別装置自動車を使用することについて、 道路使用許可 を受けることで可能			ガイドラインに基づくことで可能
	(自動運行装置) レベル3					法の規定※を遵守することを前提に、 特段の手續なく可能 (令和元年道路交通法改正) ※ 使用条件外では自動運行装置を使用しないこと、自動車が故障した場合等に運転操作を引き継ぐことができる状態にあること等
新制度	(自動運行装置) レベル4	認定を受けることで可能	「運転者あり」の運用であれば、引き続き、 道路使用許可 を受けることで可能 <ul style="list-style-type: none"> 遠隔型自動運転システムは、通信の応答に要する時間が生じるおそれや遠隔操作者が把握できる車両周辺の状況が限定されるおそれがあることから、引き続き、道路使用許可を受ける必要がある。 特別装置自動車は、操作者の操作能力や特別な装置による走行の安全性等を審査する必要があることから、引き続き、道路使用許可を受ける必要がある。 			「運転者あり」の運用であれば、レベル3の自動運行装置を使用する場合と同様に、 特段の手續なく可能

第1回調査検討委員会の資料4の補足

限定地域における無人自動運転移動サービスの実現イメージ



※ 図はあくまでも一例であり、法令に従い必要な手続を経ることを前提に、様々なサービスの提供方法が考えられる。